

令和4年度

定期監査等結果報告書

鈴鹿市監査委員

令和5年3月

目 次

定期監査

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	共通事項	3
	個別事項	6
	消防	6
	消防総務課，消防課，予防課，情報指令課，中央消防署，南消防署	
	都市整備部	6
	都市計画課，市街地整備課，建築指導課，住宅政策課，公共施設政策課	

財政援助団体等監査

1	監査の基準	8
2	監査の種類	8
3	監査の対象	8
4	監査の着眼点（評価項目）	8
5	監査の実施内容	9
6	監査の結果	9
	出資団体監査	
	鈴鹿市土地開発公社	9
	出資及び財政援助団体監査	
	公益財団法人 鈴鹿国際交流協会	9
	財政援助団体監査	
	特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会	10

定期監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財務監査

鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施。

3 監査の対象

消防，都市整備部

〈以下，書面監査〉

危機管理部，政策経営部，地域振興部，文化スポーツ部，健康福祉部，土木部，会計課，
上下水道局，議会事務局

地区市民センター（全22か所），公民館（全31か所）

保育所（全10か所），子育て支援センターりんりん

幼稚園：国府，加佐登，白子，飯野，玉垣，神戸，栄

小学校：国府，庄野，加佐登，明生，石薬師，白子，鼓ヶ浦，飯野，河曲，玉垣，神戸，
栄，天名，深伊沢

中学校：白鳥，創徳，千代崎，神戸，天栄

4 監査の着眼点（評価項目）

（1）補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され，条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず，漫然と継続しているものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので，縮小廃止が適当と認められるものはないか。

ク 事業規模に関係なく，一律に定額の補助が行われていないか。

（2）委託契約

ア 仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適正に行われているか。

ウ 見積書，契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適正か。

エ 随意契約による場合，その理由は適正か。

オ 契約変更の場合，その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適正に行われているか。

カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

(3) 財産管理

ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。

イ 遊休化しているものについて，解決するための方策が講じられているか。

ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由，期間，貸付料及び条件は適正か。

エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

(4) 現金預金の取扱い

ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。

イ 収納金は適正に保管されているか。私金と混同してないか。

ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

エ 釣銭資金の設定，取扱い及び保管は適正に行われているか。

オ 歳計外現金の取扱いは適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行した事務事業を対象に，各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査，関係職員からの聴き取り，現地調査，委員からの質疑応答及び講評などの方法により，令和4年11月1日から令和5年3月16日に実施した。

なお，前記「3 監査の対象」の後段に掲げる各所属については，提出された調書に基づき書面監査として実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り，重要な点において，監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ，その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお，一部において改善すべき事項等が認められたので，各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は，個別事項として掲げた。

また，事務的な処理において共通して注意を促した方がよいと考える事項については，共通事項として掲げた。

共通事項

事務の執行については、安易に前例踏襲によることなく、その都度、業務に関係する法令等と照らし合わせ、常に根拠や事務手順を確認し、組織的なチェック機能を確立することが必要である。

また、事務的な処理における注意事項については、担当者だけでなく部署全体への周知徹底や、後任担当への確実な引継ぎが大切である。

1 契約事務について

契約事務については、地方自治法、同法施行令、鈴鹿市契約規則及び鈴鹿市物品調達等に係る手続マニュアルに基づいて、公正性、透明性を確保しなければならない。

契約書及び仕様書においては、記載されている内容を十分把握しないまま、前例踏襲により作成しているものが見受けられた。契約の適正な履行を確保する上で大変重要なものであるため、それぞれの業務内容や履行の要件を十分理解、精査し、適正な契約書及び仕様書の作成とともに、これらの内容に沿った適切な執行に努められたい。

(1) 随意契約について

実績や業務に精通していることを理由とした「入札不適(2号)」を適用しているものが散見されたが、これは、他の相手方の参入の可能性や競争性の確保を考えると、適用の判断は慎重に行うべきであり、特に、継続的に1者随意契約を行っている所属においては、定期的な見直しを図られたい。

なお、やむを得ず随意契約を行う場合は、その妥当性について十分に検討した上で、鈴鹿市における随意契約の取扱い(ガイドライン)に沿った適正な契約事務に努められたい。

(2) 履行の確認について

契約書及び仕様書に沿った履行がなされているか、要件を十分に理解し適正な履行確認を徹底されたい。

また、鈴鹿市契約規則により履行内容が軽微なもの以外は書面で届出とされているが、報告のないものが見受けられたので適正な事務に努められたい。

なお、提出された報告書については、起案又は供覧を行い適切な文書管理をされたい。

(3) 契約保証金について

契約保証金の記載が必要とされる契約において、契約保証金の条項がない契約書が見受けられたため、適正な事務に努められたい。

本来、契約保証金は、適正な契約の履行を確保するためのものである。免除を前提とした事務処理を安易に行うことなく、免除の決定に当たっては、鈴鹿市契約規則第27

条第1項の適用号数を正確に判断し、根拠を具体的に示されたい。

(4) 個人情報の取扱いについて

委託契約において、個人情報を取扱う業務であるが「個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書」又はこれに準ずる報告書の提出がされていないものが見受けられた。個人情報の取扱いには細心の注意が必要であり、適正な事務に努められたい。

2 補助金等の交付について

各種団体等への補助金等交付については、鈴鹿市補助金等交付基準に基づき、補助の必要性や効果を精査し、適正な事務処理に努められたい。

補助金の実績報告において、内容の確認不足や提出書類に不備があるものが見受けられたので、適正な執行確認及び事務処理に努められたい。

3 団体に対する負担金について

繰越金が多額と思われる団体に対しての負担金や定例的に継続している負担金については、事業実績及び繰越額を十分に精査し、定期的に負担金の見直しを図られたい。

4 歳入について

「調定」は、歳入を決定するに当たって法令又は契約に違反していないこと、納入すべき金額等を調査確認し行わなければならない。調定内容等を十分に確認の上、調定及び納付書発行の意思決定を行い、適正な歳入処理に努められたい。

また、調定票の保管・管理に不備のあるものが見受けられたので、適正な事務に努められたい。

債権管理においては、債務者との折衝記録及び証拠の保全等が債権回収の際に重要な資料となる。これらを債権管理台帳により適正に管理し、収入確保に向けた一層の取組に努められたい。

5 パートタイム会計年度任用職員関係について

出勤簿の合計時間及び合計金額の記載漏れが見受けられたので、適正な事務に努められたい。

6 備品管理について

備品番号シールが貼付されていないものが見受けられたので、定期的に備品台帳との突合及び状態の確認等を行い、適切に管理されたい。

7 郵便切手類受払簿及び収入印紙受払簿について

記載漏れ及び記載誤りが見受けられたので、適正な事務に努められたい。

8 文書事務について

事務事業の執行において、文書事務は、説明責任を果たすための極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、決裁文書に意思決定の判断材料となる内容の記載がないもの、処理過程の記録として不備があるものが多い。職員一人ひとりが、鈴鹿市文書管理規程、鈴鹿市公用文に関する規程及び鈴鹿市事務決裁規程に基づいて、適正な事務を遂行することはもちろん、決裁時におけるチェック機能の向上に努められたい。

個別事項

消防

【消防総務課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 関連団体職員の事務所内執務については、行政財産目的外使用の許可として運用されているが、許可にかかる空間が他と区分できないので方法を検討されたい。

【中央消防署】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 消防団運営交付金において団員個人のカードによる立替払いが見受けられた。換価性のあるポイントが個人に付与されることとなるため、一定のルールづくりについて検討されたい。

【消防課】【予防課】【情報指令課】【南消防署】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

都市整備部

【都市計画課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 鈴鹿市地域公共交通会議規約及び同会議規程は、関係性が不明確であり、形式的にも課題があるので実態に即した整理を検討されたい。

(2) 鈴鹿市地域公共交通会議への負担金支出に係る剰余金については、一部を戻入、残りを雑入として収入している。国庫補助金は費消されているから自主財源のない同会議からの年度内償還金は市負担金の戻入に他ならないので、今後の取扱いについては検討されたい。

【市街地整備課】

- 1 指摘事項

(1) 公園遊戯施設整備工事において、工期延長を行っているが、契約書第 21 条に規定する理由を明示した書面を徴取していないので改められたい。

- 2 所 見

(1) 見積りによる歩掛りの採用案件において、提出された見積りのうち最低価格

で構成する歩掛りを採用したが、これら積算の有効性や妥当性について何らの審査や確認も記載されていないので、今後の取扱いについては検討されたい。

【建築指導課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 違反建築物の指導に当たっては、違反によって生じるリスクを検討し、必要に応じて是正期間を設定するなど状況に応じた対応に努められたい。

【住宅政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 令和2年度策定の市営住宅長寿命化計画に定める日常点検は、法定点検を補完し、職員等が年に一度を目処に既定のマニュアルに沿って行うものである。今後の管理に資するためにも系統的な記録に努められたい。

【公共施設政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 課外工事の施設設計業務委託における受注者の履行遅延に際し、遅延損害金と委託料残額の一部を相殺し、速やかな債権保全を行うことができたが、予算執行に属する処理については、専決権のある所管課において決定すべきものと考えられるから、今後の取扱いについては検討されたい。

財政援助団体等監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 出資団体監査

監査対象（所管課）	令和3年度
鈴鹿市土地開発公社 （総務部管財課）	出資額 10,000,000 円

(2) 出資及び財政援助団体監査

監査対象（所管課）	令和3年度
公益財団法人 鈴鹿国際交流協会 （地域振興部市民対話課）	出資額 150,000,000 円 補助金 20,549,000 円

(3) 財政援助団体監査

監査対象（所管課）	令和3年度
特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会 （文化スポーツ部スポーツ課）	補助金 13,944,000 円

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書及び実績報告書等は符合するか。

イ 出納関係帳票の記帳及び管理は適正か。

また、領収書等の証拠書類の管理及び保存は適切か。

ウ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 公の施設の指定管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

イ 公の施設の指定管理に係る出納関係帳簿の記帳及び管理は適正になされているか。

また、領収書類の管理及び保存は適正になされているか。

ウ 公の施設の指定管理に係る管理規程及び経理規程等は適正に整備されているか。

(3) 所管部局

財政援助団体等に対して、市の指導及び監督が適正に行われているか。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行した事務事業で当該財政援助に係るものを対象に、監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聞き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和4年11月22日から令和5年3月16日に実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が見受けられた。各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

出資団体監査

【鈴鹿市土地開発公社】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 保有地の除草委託については、作業予定箇所と面積単価からなる当初契約と、これとは仕様が異なる請書が存在することから、今後の契約に当たっては、関係性を明らかにするとともに、一律の面積単価についても業務単位で設定することを検討されたい。
- (2) 決算に伴う資本的収支の補填には損益勘定留保資金が充てられているが、近年、民間等への売却も増え、当期損失を計上することも散見される。資金計画には十分留意されたい。
- (3) 保有地の賃貸については、妥当性に疑問の生じないよう適正な管理に努められたい。

【所管課／総務部管財課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 鈴鹿市土地開発公社の監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。

出資及び財政援助団体監査

【公益財団法人 鈴鹿国際交流協会】

1 指摘事項

- (1) 令和3年度決算に係る財務諸表の記載において、一部誤りがあったので改められたい。

2 所見

- (1) 市補助金については、補正予算などで補助対象額の減額が確実となった場合には、変更申請手続きを行うよう努められたい。

【所管課／地域振興部市民対話課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 公益財団法人鈴鹿国際交流協会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。
また、補助金交付に当たっては、実績報告の内容を十分精査し、所管課としての責務を果たすよう努められたい。

財政援助団体監査

【特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会】

1 指摘事項

- (1) 令和3年度決算に係る財務書類の記載において、定款第45条に規定する「その他の事業に係る事業」についての内容が表記されていないので改められたい。

2 所見

- (1) 令和3年度決算に係る活動計算書の経常費用の記載において、人件費を管理費にまとめて計上しているが、会計基準所定の分類であることに鑑み、それぞれ適切な科目に決算されるよう努められたい。
- (2) 特定非営利活動促進法第28条の2が規定する貸借対照表の公告については、事務所内の掲示によるほか、内閣府のNPO法人ポータルサイトにおいても行っているが、このことについて定款に記載がないので整備を検討されたい。

【所管課／文化スポーツ部スポーツ課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。